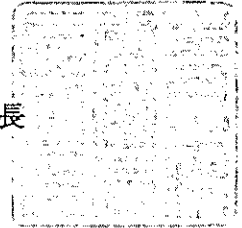


青 労 発 総 第 7 2 2 号
平成 2 4 年 1 2 月 7 日

各 位

青森労働局長



「除雪を行う事業」に係る労働保険の適用について

日頃から労働保険の運営に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険における「除雪を行う事業」の取扱いにつきましては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定に基づき、「その他の建設事業」に係る労災保険率を適用し、有期事業（単独有期事業又は一括有期事業）として保険関係を成立させているところですが、徴収法施行規則における「建設の事業」には該当しないものと整理していた経緯があります。今般、除雪業務の契約形態や作業内容の実態に照らして、「除雪を行う事業」を同規則における「建設の事業」とし、下記のとおり取扱いを統一することとしましたので御了知くださるようお願い申し上げます。また、関係事業主に対しましても周知いただきますよう併せてお願いいたします。

なお、本件に関わって御不明な点がございましたら、担当あて御連絡ください。

記

- 1 除雪を行う事業についても、他の建設の事業と同様に徴収法施行規則第 1 2 条による「賃金計算の特例」が適用されます。

これにより、除雪業務に係る賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、請負金額に労務費率（「37 その他の建設事業」に係る率）を乗じて得た額を賃金総額として労働保険料等を算定することとなります。

- 2 除雪を行う事業についても、他の建設の事業と同様に徴収法第 8 条による「請負事業の一括」が適用されます。

これにより、除雪業務が数次の請負によって行われる場合は、その元請負人が徴収法上の事業主となります。よって、下請負人は労働保険料の算定に当たってこれを含める必要はありません。

また、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱いに係る事業の適用は徴収法の規定によることとなっていることから、他の建設の事業と同様に、下請負人の所属労働者に係る労災保険給付は、事業主たる当該元請負人の保険関係によって行われることとなります。

※ 徴収法第 8 条第 2 項の規定により下請負人を事業主とする認可を受けている場合は、当該下請負人が事業主となります。



担当 青森労働局総務部労働保険徴収室
労働保険適用指導官 春藤（しゅんどう）
〒030-8558 青森市新町 2-4-25
青森合同庁舎 5 階
電話 017-734-4145 FAX 017-734-8124

2024 年 12 月 24 日

情報共有（処理済/不要）
スケジュール（入力済/不要）